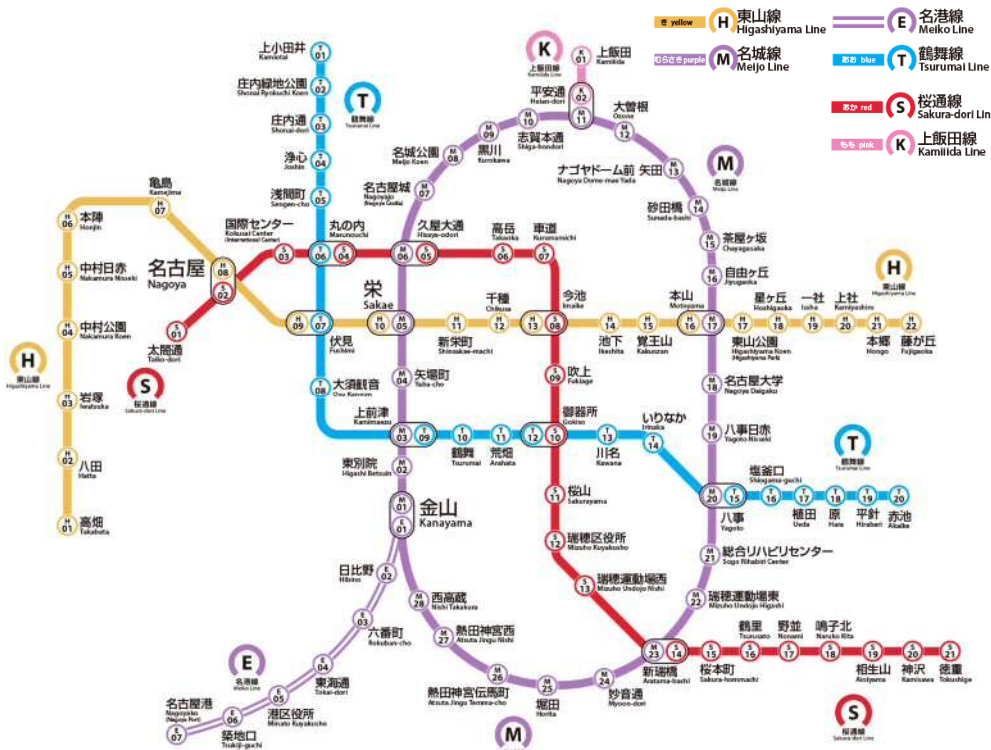


## 地下鉄構造物の位置の確認方法

名古屋市交通局の提供するサービス「なごや乗換ナビ」では、地図上で地下鉄構造物のおおよその位置を把握することができます。



名古屋市交通局ウェブサイトのトップページにあります「ルート検索」からお入り下さい。



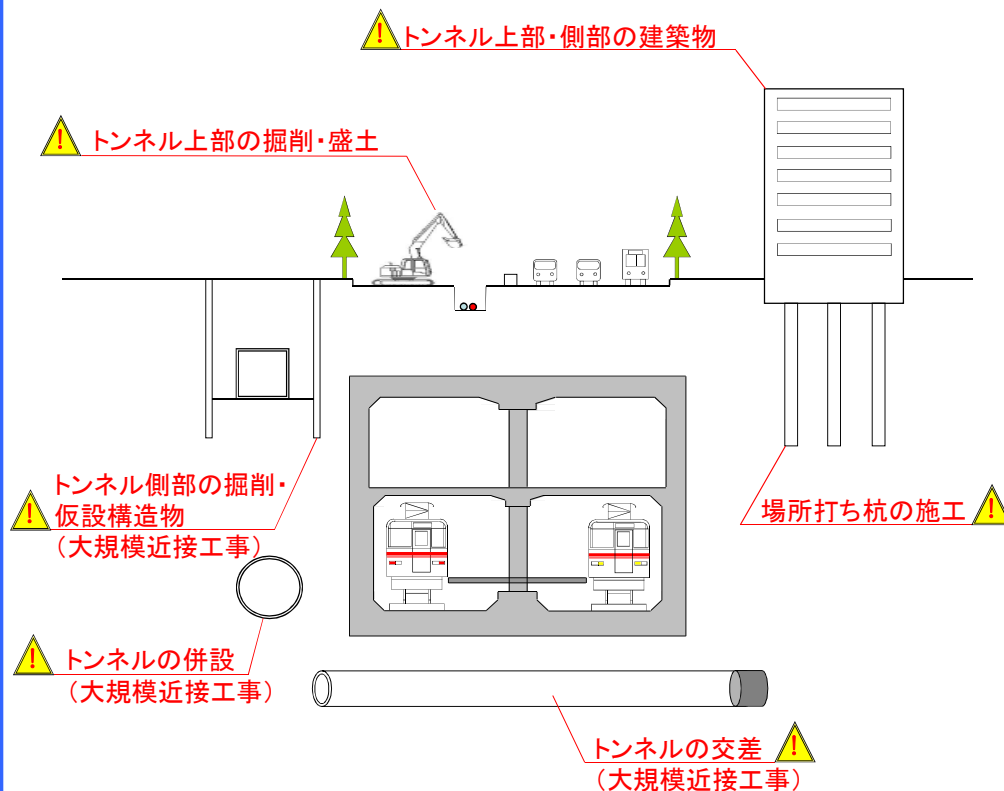
## 協議・相談窓口

協議・相談内容	窓口
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地下鉄構造物への影響（技術的）照会</li> <li>●協議（各種近接協議）申請</li> </ul>	工務課維持係 市役所西庁舎11階 TEL972-3888
<ul style="list-style-type: none"> <li>●区分地上権設定内容の協議</li> </ul>	資産活用課資産管理係 市役所西庁舎10階 TEL972-3937

お出かけには、市バス・地下鉄が便利です。

# 地下鉄近辺で工事をお考えの方へのお願い (近接協議のご案内)

このような場合は注意が必要です  
CAUTION!



## 名古屋市交通局

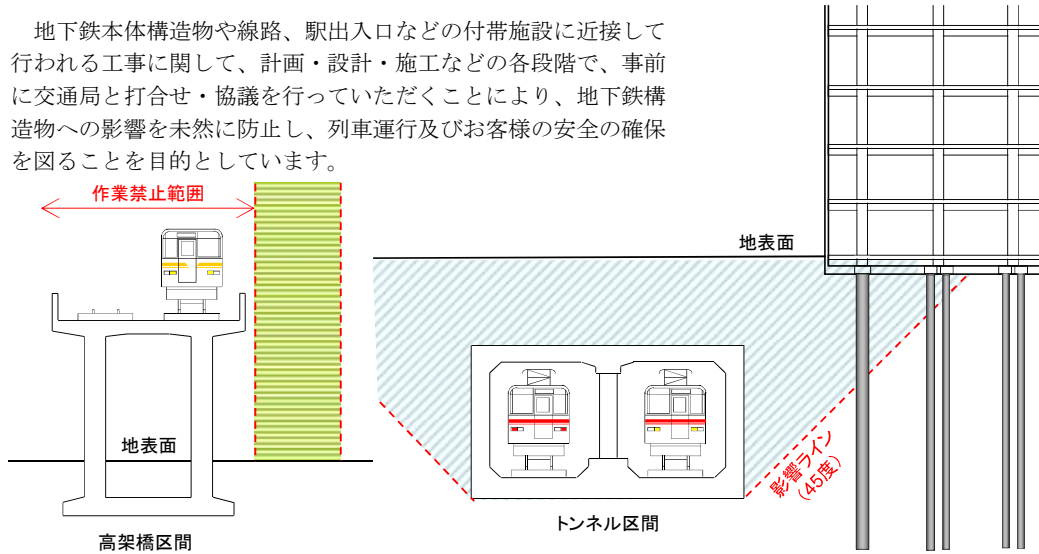
Transportation Bureau City of Nagoya

編集 技術本部施設部工務課維持係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

## 近接協議について

地下鉄本体構造物や線路、駅出入口などの付帯施設に近接して行われる工事に関して、計画・設計・施工などの各段階で、事前に交通局と打合せ・協議を行っていただくことにより、地下鉄構造物への影響を未然に防止し、列車運行及びお客様の安全の確保を図ることを目的としています。



: 列車運行に影響が出る恐れのある範囲

列車運転士の視界に入る高所作業については、事前に協議をお願いします。

: 地下鉄構造物に影響が出る恐れのある範囲

網掛け範囲内に杭の先端が位置する場合は、詳細に協議をさせて頂く場合があります。

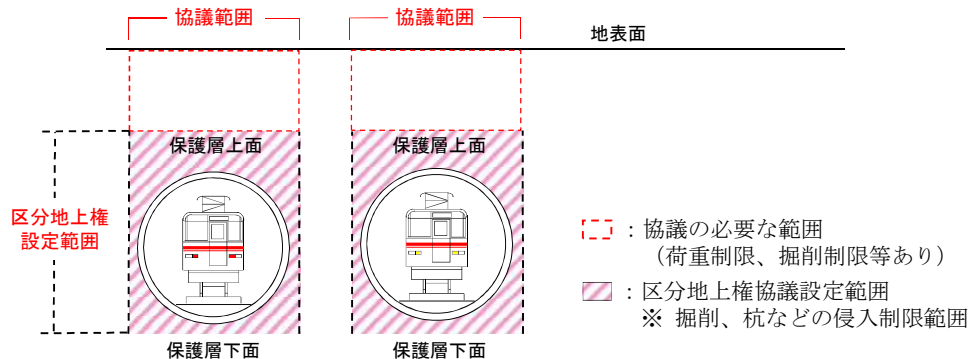
※ 特に大規模な掘削工事、地盤改良工事などを行う場合については、施工方法などを協議をさせて頂くこととなります。

## 区分地上権について

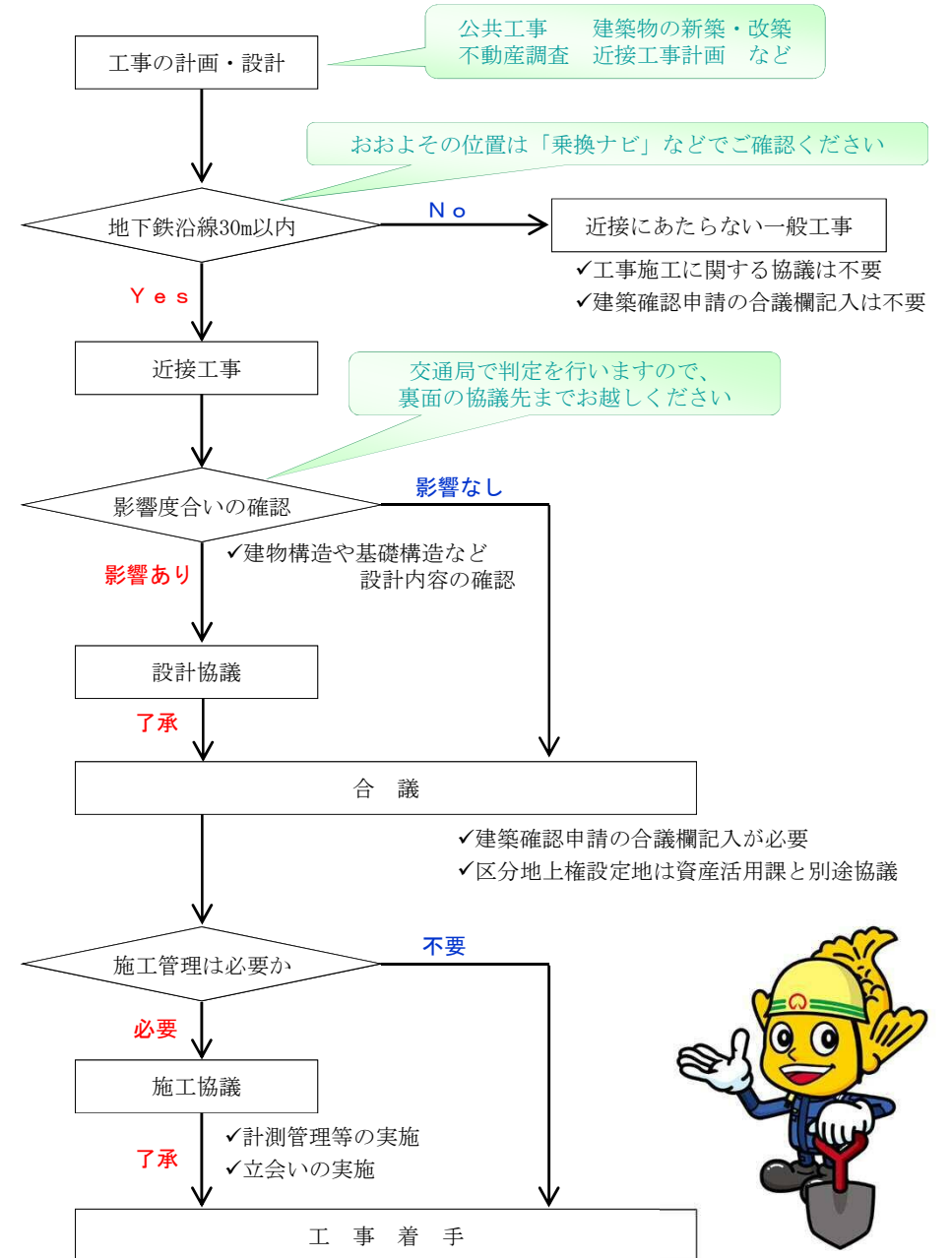
他人の土地において、その上下の範囲を定め、地下や空中で工作物を所有するために、その土地を使用することができる権利を「区分地上権」といいます。

地下鉄構造物直上または直下にあたるこのような場所は、土地の「登記簿謄本」と「公図」で位置関係と上下区分範囲、荷重制限の確認ができます。

また、区分地上権設定契約の中では、『新たに建物その他の工作物を築造、改築、増築する場合は、あらかじめ設計及び工法等について名古屋市と協議し、書面による同意をえること』となっており、建築確認申請の前に協議書を交わす必要があります（協議先：交通局資産活用課）。



## 近接協議の流れ



※ここに示す内容は一般的な建築物の近接協議の流れであり、工事の規模や内容によって異なります。

